

工事・会計管理部 マネジメント方針

工事・会計管理部では市長との政策協議のもと、次のとおり基本方針・組織目標・行動目標を定めました。この方針に基づき目標の達成に向け着実に取り組みます。

平成 30 年 4 月 1 日

工事・会計管理部長 上 道 悟

【基本方針】

事務事業執行部門から独立したチェック機能を持つ部として、価値の高い行政サービスを提供するため、建設系技術職員のさらなる資質向上に努めるとともに、適正で合理的な事業執行と公共工事の品質確保を図ります。

また、法令及び規則を遵守し、全庁的な会計事務の適正な執行に努めます。さらに、金融情勢に注意を払いつつ資金運用を行うとともに、公金の適切な管理に努めます。

【組織目標】

- ・ 適正で合理的な公共事業推進のため、審査、検査及び監察を通して公共工事のコスト構造の改善と品質確保を推進するとともに、建設系技術職員の研修や、技術的な指導・助言を実施します
- ・ 適正な会計事務を継続的に確保していくため、職員の実務能力の向上を図るとともに、公金の安全かつ効率的な運用に努めます

【行動目標】

- ・適正で合理的な公共事業推進のため、審査、検査及び監察を通して公共工事のコスト構造の改善と品質確保を推進するとともに、建設系技術職員の研修や、技術的な指導・助言を実施します

1 建設系技術職員の人材育成

技術職員研修計画に基づき、建設系技術職員に求められる基礎技術や現場における指導力の向上を目指すため、監督職員や主任監督職員向けの研修を実施します。

また、最新技術等の情報提供や工事監察、完成検査及び会計実地検査(1)などの結果を反映させる等、研修内容を充実させ、職員の意識改革と技術力向上を図ります。

さらに、技術の継承を着実に推進するとともに公共事業の円滑かつ適正な執行を支援するため、福井市技術研修センター職員による工事監督補助事業や、学識経験者等の専門家を現場に派遣する技術アドバイザー事業を実施します。

新採用職員研修（工事設計、施工管理）	: 2回（前期、後期）
検査職員研修（検査実務）	: 1回（委託検査官向け）
技術職員基礎研修（建設関係法令及び実施計画）	: 2回（土木、建築・設備）
主任監督職員研修（苦情対応、入札・支払事務）	: 1回
工事監督職員研修（設計・積算、施工管理、検査）	: 1回
ソフト実務研修（積算、C A D、電子納品、情報共有システム）	: 6回
災害対応研修（被災地復興報告、災害査定関係）	: 1回
技術継承研修（土木、建築、設備）	: 3回
専門研修（測量実務、現場の安全対策）	: 2回
上記研修に対する理解度(2)	: 90.0%以上

1 会計実地検査

国から交付された補助金等が適正に執行されているかを会計検査院が現地にて検査すること。

2 理解度

（アンケートによる調査において理解できたと答えた人数 / 回答人数）

平成 30 年度目標

アンケートによる調査において理解できたと答えた人数 / 回答人数 90.0%以上

2 コスト構造改善業務の推進

コスト構造改善マネジメント指針に基づき、コスト構造の改善と品質確保の取組みを継続するとともに、担い手確保やインフラ老朽化対策、建設現場の生産性向上を加えた施策の実施について、研修会等を通じて監督職員に周知・啓発を図ります。

また、国が進める i-Construction () について、積極的な情報収集に努め、推進します。

コスト構造改善専門部会研修の開催 (i-Construction 含む)	: 3 回
国土交通省出前講座を活用した研修の開催	: 1 回
公共工事等技術研究発表会の開催	: 1 回
コスト構造改善に関する相談、指導	: 随時

i-Construction

国土交通省が進めている取組で、「ICT (情報通信技術) の全面的な活用」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図るもの。

3 工事現場の適正な施工体制の確保

公共工事の品質を確保するため、工事監察として工事現場の適正な技術者の配置や下請負の状況等を確認し、その結果を周知すると共に改善すべき事項については、監督職員等に対し指導、助言し是正を求めます。また、工事監察のなかで適正な施工体制を十分に理解してもらえよう、監督職員等の立会を求める工事監察実地研修を実施します。

工事監察実施回数	: 6 回
工事監察実地研修	: 2 回

・適正な会計事務を継続的に確保していくため、職員の実務能力の向上を図るとともに、公金の安全かつ効率的な運用に努めます

4 適正な会計事務の執行と公金の効率的な運用

法令・規則に基づく収入・支払事務等が適正に行われるよう、会計事務研修会を開催し、職員の会計事務能力の向上を図り、チェック機能を強化します。

また、会計事務の理解を深めるための的確な助言・指導や全庁的な課題への注意喚起を適宜行うとともに、会計実地検査(1)を受検する際の体制を周知し、適正な執行に努めます。

さらに、現金や金券等について、所属を対象に取扱状況調査、検査及び指導を行うことにより、適正な会計事務の周知徹底を図ります。

金融情勢を的確に把握し、各所属と協力しながら、余裕資金を確実な方法で、きめ細やかに運用します。

会計事務研修の実施	:	1回
上記研修に対する理解度(2)	:	90%以上
適正な経理手順の周知・指導	:	随時
現金保管状況調査・実地検査の実施	:	1回
公金管理運用委員会(3)の開催	:	1回

1 会計実地検査

国から交付された補助金等が適正に執行されているかを会計検査院が現地にて検査すること。

2 理解度

(アンケートによる調査において理解できたと答えた人数 / 回答人数)

平成 30 年度目標

アンケートによる調査において理解できたと答えた人数 / 回答人数 90.0%以上

3 公金管理運用委員会

安全で、確実かつ効率的な公金の管理運用を図るため、関係部局により構成する委員会